

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「憲法」と記入してください。）

政府は、犯罪対策の一貫として、18歳以上の日本国民及び日本国に居住する外国人の住所、顔写真、DNAを登録し、全国の捜査機関をつないだネットワークシステムによってその情報を共有するシステムを導入する方針を打ち出した。このシステムが稼働すれば、犯罪が発生しても現場に残されたDNAを照合することでただちに被疑者が誰であるかを認識できるなど有効かつ迅速な捜査の実現が期待できるとともに、被疑者不明の事態を防ぐことで重大犯罪の抑止や冤罪の回避にもつながるとされた。しかし、登録に応じない場合には刑事罰が科せられるなど登録が強制的なものとなっていたことから、当該システムの導入に対しては世論から強い批判が噴出した。そこで、政府は、システムへの加入を強制から自由選択制に変更し、住所、顔写真、DNAを登録した国民及び外国人については、登録されている旨の証明書を発行するという仕組みを採用する方向で方針を変更した。当該証明書は、自分は犯罪をおこなう人間ではないことを間接的にアピールする手段として用いられることが予想され、企業や公共団体等が、職員の採用にあたって、当該証明書の提出を求めることは特に禁止されない予定となっている。なお、当該システムの情報を公務員が外部に漏えいしたり、捜査目的以外の目的で使用することは刑事罰により禁止されることになる。

ただ、政府による方針転換後も、当該システムの導入には、なお、個人情報の秘匿性を侵害するもので、違憲であるとの批判が提起されている。以上のような自由選択制に基づく住所、顔写真、DNAの登録システムの導入の合憲性について、適宜、最高裁判例に触れつつ、論じなさい。なお、当該システムの導入は、いかなる意味において、憲法の何条により保障された何の権利の問題になりうるかという論点にも必ず触れること。

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「行政法」と記入してください。)

わが国において、犬・猫・鳥等を販売するペットショップを営むためには、動物の愛護及び管理に関する法律(以下「動物愛護法」という)10条1項に基づく第一種動物取扱業の登録が必要である。また、①動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(以下「動物愛護法施行規則」という)8条4号は、動物のストレスを軽減するための措置として、販売業者(注:第一種動物取扱業の登録を受けて販売業を営む者をいう)が犬又は猫を展示できる時間を午前8時から午後8時までとしている。

XはP県で第一種動物取扱業の登録を受けて犬及び猫を販売するペットショップを営んでいるが、同県担当課に「犬や猫を午後8時以降も展示しているのではないか」という匿名の通報があり、同県職員は、Xのペットショップに対して動物愛護法24条1項に基づく②立入検査を行った。その結果、通報にあるような実態が認められたので、P県知事は、動物愛護法23条1項に基づき、犬又は猫を午後8時以降展示しないよう勧告を行った。しかしXが勧告に従わなかったため、P県知事は、③意見陳述手続を執った上で、同条3項に基づき、Xに対して、「犬又は猫を午後8時以降展示してはならない」という命令(以下「本件命令」という)を発した。④本件命令に付記された理由には、「動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)23条3項に基づく」とのみ記載されていた。またP県知事は、Xが本件命令に従わない場合は、⑤意見陳述手続を執った上で、動物愛護法19条1項に基づき、Xの第一種動物取扱業の⑥登録を取り消すことを検討している。

以下の問いに答えなさい。なお、動物愛護法及び動物愛護法施行規則の抜粋を【参照条文】に掲げてあるので、適宜参照しなさい。

### 【問1】

以下の(1)及び(2)について、正しい場合は○、誤っている場合は×と記載し、誤っているものについては、なぜ誤っているのか、その理由を簡潔に述べなさい。

(1) 下線②の動物愛護法24条1項に基づく立入検査を拒否した場合には刑罰が科される(動物愛護法47条3号)が、仮にXが扉を閉めて立ち入りを拒否した場合、P県職員は、動物愛護法24条1項に基づき扉を強制的に開けて立ち入ることはできない。

(2) 下線⑥の登録の取消しは、講学上(行政法理論上)の撤回ではなく職権取消しに当たる。

### 【問2】

(1) 下線①動物愛護法施行規則は、いかなる国家機関によって制定されたものか(答えのみで良い)。

(2) 仮に今後、下線①動物愛護法施行規則を改正する場合、意見公募手続(パブリ

ック・コメント)を行うことは、行政手続法上義務付けられているか。行政手続法上の根拠条文を挙げて簡潔に答えなさい。

(3) 下線③、下線⑤の意見陳述手続として、行政手続法上、それぞれどのような手続が要求されているか、行政手続法上の根拠条文を挙げて簡潔に答えなさい。

### 【問3】

下線④の理由付記は、行政手続法に照らして適法か。最高裁判所の判例を挙げて検討しなさい。

### 【参照条文】

○動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号)

(第一種動物取扱業の登録)

第十条① 動物(略)の取扱業(動物の販売(略)、保管、貸出し、訓練、展示(略)その他政令で定める取扱いを業として行うことをいう。以下この節及び第四十六条第一号において「第一種動物取扱業」という。)を営もうとする者は、当該業を営もうとする事業所の所在地を管轄する都道府県知事(略)の登録を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第十九条 ①都道府県知事は、第一種動物取扱業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

六 この法律若しくはこの法律に基づく命令又はこの法律に基づく処分に違反したとき。

(基準遵守義務)

第二十一条 ① 第一種動物取扱業者は、動物の健康及び安全を保持するとともに、生活環境の保全上の支障が生ずることを防止するため、その取り扱う動物の管理の方法等に関し環境省令で定める基準を遵守しなければならない。

(勧告及び命令)

第二十三条 ①都道府県知事は、第一種動物取扱業者が第二十一条第一項又は第二項の基準を遵守していないと認めるときは、その者に対し、期限を定めて、その取り扱う動物の管理の方法等を改善すべきことを勧告することができる。

3 都道府県知事は、前二項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、その者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(報告及び検査)

第二十四条 ① 都道府県知事は、第十条から第十九条まで及び第二十一条から前条までの規定の施行に必要な限度において、第一種動物取扱業者に対し、飼養施設の状況、その取り扱う動物の管理の方法その他必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、当該第一種動物取扱業者の事業所その他関係のある場所に立ち入り、飼養施設その他の物件を検査させることができる。

第四十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第一項の規定に違反して登録を受けないで第一種動物取扱業を営んだ者
- 四 第二十三条第三項(略)の規定による命令に違反した者

第四十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 三 第二十四条第一項(略)の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

## ○動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成十八年環境省令第一号）

（第一種動物取扱業者の遵守基準）

第八条 法(注:動物の愛護及び管理に関する法律)第二十一条第一項の環境省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

- 四 販売業者、貸出業者及び展示業者(略)にあつては、犬又は猫の展示を行う場合には、午前八時から午後八時までの間において行うこと。(以下略)

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 憲法・行政法 〕

第1問（憲法）

本問は、憲法分野における基本的な判例に関する知識を前提としたうえで、応用的問題についての憲法的思考力と論証力を問う問題である。

本問においては、まず、憲法の何条によって保障される何の権利が問題になるか、その権利の憲法的意義を論じていることがまず求められる。本件においては、個人情報の秘匿性が問題となっていることから、京都府学連事件判決（最大判昭和44年12月24日刑集23巻12号1625頁）や住基ネット事件判決（最判平成20年3月6日民集62巻3号665頁）などの判旨を参考にした論証が求められることになる。特に、住所、顔写真、DNAは情報としての性格を異にし、それぞれの個人情報としての意義を論じる必要がある。

次に、本件においては、個人情報の取得が強制的に行われるのではなく、自由選択制であることから、それにもかかわらず、憲法上の権利に対する侵害があると認められるのかということについて検討が求められる。伝統的な侵害論の観点から侵害に該当しないという考え方もあり得るということを念頭に、侵害の有無を実質的、理論的観点から検討する必要がある。

そして、以上を検討したうえで、本件における規制の必要性・合理性が憲法的観点からいかなる判断枠組み、審査基準を用いて検討されるべきか、また、その検討の結果、いかなる結論が導かれるのかについて論証を行うことが求められている。そこでは、個人情報の秘匿性の程度や侵害の態様がどのように考慮されるのかについても論証する必要がある。

第2問（行政法）

本問は、個別法（動物愛護法）に即して、行政法の基本概念及び行政手続法の規定に対するその関係の理解を問う問題である。

【問1】（1）では行政調査の種類に関して、同（2）では行政処分 of 取消し・撤回の概念について、それぞれ個別法の規定との関係で正しく理解できているかが問われている。

【問2】（1）では、法令の立法形式と制定権者について、（2）（3）では行政手続法の定める意見公募手続・意見陳述手続について、それぞれごく基本的な理解が問われている。

【問3】は、行政手続法の定める重要な仕組みの一つである理由提示の要求される程度について、重要判例に関する知識も含めて、やはり基本的な理解が問われている。

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。）

一人暮らしの大学生A（22歳）は、今月の生活費が足りなくなったため、もう使わなくなったA所有のパソコン（甲）を誰かに売ることにした。Aが、サークルの後輩である大学生B（19歳）に、LINE経由で「僕の代理人として、甲を誰かに売却してほしい。」と依頼したところ、Bは「分かりました！」と返答した。翌日、BはA宅に甲を受け取りに行ったが、その際、AがBに対して「3万円以上の価格で売ってくれよ。」と言ったところ、Bは「はい、まかしてください。」と答えた。

Bは、友人に声をかけるなどして甲の買手を探してまわったが、「スマホがあるのでパソコンは要らない。」と断られるばかりで、買手はなかなか見つからなかった。Aが生活費に困っている事情をよく知っていたBは、とにかく甲をできるだけ早く売って現金化する必要があると考えた。焦ったBは、甲の売却に関するAのLINEのメッセージを見せて、Cに話をもちかけたところ、Cは「2万円ならば、Aさんの甲を買ってもいいよ。」と言ったため、BはAの代理人として、Cに2万円で甲を売却した。Bは、その場で、Cから代金を受領したうえで、Cに甲を手渡した。

Bから上記のいきさつを聞き、2万円を渡されたAは、「3万円以上で売れっで言っただろ！」とBに激怒した。Aは、Cへの売却をなかったことにしたい、また、Bに対して何らかの責任を追及したいと考えている。

以上の事実関係において、(1) A・C間、および、(2) A・B間の各法律関係について論じなさい。

第2問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「民法」と記入してください。)

次の文章を読んで、後記の【設問】に答えなさい。

1. 平成29年7月1日、Aは、Bとの間で、下記①～③に掲げる条件のもとで、Aの所有する建物甲を、Bに賃貸する旨の契約を締結した(以下「本件賃貸借契約」という。)。同日、Aは、Bに対して、本件賃貸借契約に基づいて、甲を引き渡した。
  - ① 賃料は、月額10万円とする。
  - ② 賃料は、前月の月末に翌月分を支払うものとする。
  - ③ 賃貸期間は、2年とする。
2. 平成29年8月7日、折からの台風に起因する集中豪雨があり、甲に雨漏りが生じた。そこで、同日、Bは、Aにその旨を連絡し、Aの許可を得たうえで、業者Cに依頼して、甲の雨漏りの修理を行った。その際、Bは、甲の修理費用として、Cに15万円を支払った。
3. 平成29年8月25日、Aは、Dに対して、2000万円で甲を売却する旨の契約を締結した(以下「本件売買契約」という。)。同日、Aは、本件売買契約に基づいて、Dから代金2000万円の支払を受けるのと引換えに、甲についてA名義からD名義への所有権移転登記を行った。

【設問】

平成29年11月3日、Dは、Bに対して、9月分～11月分の甲の賃料として合計30万円の支払を請求した。このDの請求は認められるか。Dの請求の根拠を検討した上で、これに対して考えられるBの反論を挙げ、その反論が認められるかどうかを検討しなさい。

なお、Bは、9月分以降の甲の賃料を未だ支払っていないこととする。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「民事訴訟法」と記入してください。）

平成29年10月6日にXがYに対して提起した貸金返還請求訴訟の第1回口頭弁論期日において、Xは、まず「『YはXに対して金100万円を支払え』との判決を求める」（①）と陳述し、続けて「XとYは、平成29年9月1日に、一か月後の返済を約束して、金100万円を授受した」（②）と陳述した。

問1 Xによる①の陳述の内容を訴訟法上何と呼ぶか。

問2 Xによる②の陳述の意義を、いわゆる弁論主義の第1テーゼおよび証明責任の分配原則を踏まえて説明しなさい。

これに対し、Yは「『Xの請求を棄却する』との判決を求める」と陳述し、続けて「平成29年9月1日にXから金100万円を受け取ったことは認めるが、それは、YがXに対して有する100万円の売買代金債権の弁済金として受け取ったものである」（③）、または、「Xの②の陳述は認めるが、平成29年10月1日に、YはXに対し金100万円全額を支払った」（④）と陳述した。

問3 Yによる③または④の陳述を講学上何と呼ぶか。また、これらの陳述の意義を問2と同様の見地から説明しなさい。

第4問 [50点] (答案用紙の試験科目欄には「会社法」と記入してください。)

A 株式会社は上場会社であり(以下、A 社と記す)、発行済株式総数は 1000 万株である。B 株式会社は上場会社であり(以下、B 社と記す)、発行済株式総数は 5000 万株である。A 社は近年業績が大きく伸びている。一方、B 社は主力事業の競争が激しく、業績は低下傾向にあった。

甲はA社の株式を300万株およびB社の株式を500万株所有する株主である。甲はB社の経営陣の経営能力を厳しく評価し、経営を刷新することが必要であると考えていた。このような甲の意向を背景に、A社とB社とは、X年4月25日、次のような内容を含む合併契約を締結した。すなわち、①A社およびB社は、合併してA社が存続し、B社は解散する。②合併の対価はA社の株式とし、合併比率はB社の株式1株につきA社の株式1株の割合とする。③合併の効力発生日はX年10月1日とする。

X年6月26日、A社およびB社において定時株主総会が開催され、賛成者の圧倒的多数により合併契約書の承認決議がなされた。乙は合併契約締結の2年前より、A社株式の1単元に当たる100株を所有する株主であったが、合併に反対する旨の意思をあらかじめA社に伝えるとともに、A社の株主総会において、合併に反対する旨の議決権を行使した。一方、甲は合併に賛成する旨の議決権を行使した。

合併契約が締結される前日において、A社株式は1株3000円で取引されていたのに対して、B社株式は1株700円で取引されていた。合併契約の公表以降、A社の株価は下落が始まり、X年9月20日において1株1000円で取引されている。乙は、このような不利益の原因をB社との合併にあると考えている。乙としては、会社法上いかなる救済を求めることができるかを論じなさい。ただし、「社債、株式等の振替に関する法律」に触れる必要はない。

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 民法・民事訴訟法・会社法 〕

第1問（民法）

未成年者が代理人となった事例において、①本人（A）・相手方（C）間及び②本人・代理人（B）間の各法律関係を問う問題である。①では、表見代理の成否等の検討を通じてA・C間の売買契約の効力を適切に論じることが求められ、②では、Bの責任の有無、責任を負う場合の内容について適切に論じることが求められるほか、とくに、Bが未成年であることを理由にA・B間の委任契約を取り消した場合に、①・②がそれぞれどうなるのかについても言及することが求められる。

第2問（民法）

本問は、建物の賃貸借契約において賃貸目的物の譲渡があった場合に、目的物の譲受人が賃借人に対して賃料の支払を請求することができるかどうかを問うものである。そこでは、まず、目的物の譲受人がどのような根拠に基づいて賃借人に対して賃料を請求するものと考えられるか、その請求が認められるためにはどのような要件を満たす必要があるかを検討することが求められる。また、本問では、賃貸目的物の譲渡がされる前に賃借人が賃貸目的物に生じた雨漏りの修理費用を支出している。そこで、賃借人の反論として、例えば、支出した修理費用の償還請求権を自働債権とする相殺によって、賃料の（一部の）支払を拒むことができないか、そうした賃借人の反論が認められるためにはどのような要件を満たす必要があるかを検討することが求められる。

第3問（民事訴訟法）

請求の趣旨の意義、および、弁論主義の第1テーゼおよび証明責任分配原則の知識を踏まえて、請求原因事実、理由付き否認、制限付き自白の意義の説明を求めるものである。

第4問（会社法）

本問は、大株主が共通の株式会社間における吸収合併の事例であり、当該合併が不利益をもたらしたと主張する存続会社株主の立場から、会社法が用意する法的手段の可否を検討させることを意図した。

検討に当たっては、反対株主の株式買取請求、株主総会決議取消訴訟、差止め請求、および、損害賠償請求といった具体的な規定の要件を指摘するとともに、本問の事実に照らして丁寧なあてはめが期待された。

平成29年11月3日実施

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問〔40点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

以下の（1）（2）のいずれも解答せよ。（1）は第1問解答用紙の表面に、  
（2）はその裏面に解答すること。

（1）傷害行為の後に（共犯関係にない）他者の行為が介在する（傷害致死罪が問題となりうる）事例を作成した上で、その因果関係判断について、判例の立場（危険の現実化説）と相当因果関係説からの扱い方の異同を説明せよ。

（2）親族間の犯罪に関する特例を定めている刑法244条と刑法257条を対比して、判例の立場によれば、親族関係が（行為者と）誰との間に求められるかを示した上で、そのような違いが生じる理由（規定の趣旨）を説明せよ。

第2問〔60点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑法」と記入してください。）

以下の事例におけるXおよびYの罪責を論じなさい（住居等侵入罪および特別法違反を除く）。

かつて警察官であったが、現在は無職のX男は、食べるにも困るようになり、他人名義のキャッシュカードを使って、ATM（現金自動預払機）で現金を引き出すことを思いついた。このことを友人で無職のY男に話し、協力を求めたところ、Yは、引き出した額の半分をもらうという条件のもとで、協力することを引き受けた。XとYは、2人で相談して計画を立て、高齢のA男からYがキャッシュカードを受け取り、Xがその暗証番号を聞き出すこととした。その計画にしたがって、Xは、A宅に電話をかけ、B銀行のA名義普通預金口座が悪用されたことはないにもかかわらず、「警察官の甲野と申します。あなたの銀行預金口座が悪用されました。すぐにカードを交換した方がよいので、銀行協会の者が取りにうかがいます。また、安全を期すため、暗証番号は、別の者が聞きにうかがいます。B銀行の乙山という者です」と話し、Aはこの話を信用し、Xの指示にしたがうこととした。しばらくして、Yは、A宅を訪れ、銀行協会の者であると言って、Aから上記口座のキャッシュカードを受け取り、帰宅した。その後、A宅にAの長男Cがたまたま立ち寄った。玄関で、Aが上記口座の預金通帳と登録した印鑑を見せながら、上の事情を話すと、Cは、「それは、詐欺だ。暗証番号は教えてはいけない」と論じた。その直後、Xは、A宅を訪れ、「B銀行の乙山です」と言ったところ、Aから「お前らは詐欺犯人だ。暗証番号は教えない」と言われ、それを聞いたXは、驚いたが、玄関の下駄箱の上に預金通帳と印鑑があることに気がつき、これを使って、銀行でお金を引き出せばよいと急に思い立ち、預金通帳と印鑑を手にとり、持っていたバックにすばやく入れ、玄関を出て、走り出した。XとYの間の相談においては、預金通帳と印鑑を奪うことは、話題に上っておらず、Yは、Xが預金通帳と印鑑を奪うことになるとはまったく思っていなかった。

Cは、すぐに、Xをつかまえようとして追いかけた。ほどなく、Cに追いつかれそうになったXは、つかまりたくないとの一心から、Cが死んでもかまわないと思い、持っていたけん銃をCに向けて発砲した。Xは、何らかのトラブルがあったときに備えて、けん銃を用意していたのであったが、Yは、このことをまったく知らなかった。銃弾は、Cの左腕に当たるとともに、発砲したときCの後方に立っていたD女の左腕にも当たり、Cは、痛みのためその場から動けなくなった。C、Dともに、加療2週間を要するけがを負った。Xは、けん銃を発砲する瞬間、周囲の状況を確認しなかったため、DがCの後方にいることを知らず、銃弾がDに当たるとは思っていなかった。

第3問〔50点〕（答案用紙の試験科目欄には「刑事訴訟法」と記入してください。）

次の〔事例〕を読んで、〔問題〕に解答しなさい。

〔事例〕 甲警察署の警察官 P は、管内で、夜間に自動二輪車に放火される被害が頻発していたことから、パトロールをしていたところ、近くの、人気のないマンション駐輪場に停めてあった自動二輪車から火の手が上がるのに気づき、さらにその自動二輪車の近くから、X が立ち去ろうとするのを認めたことから、X を建造物等以外放火の被疑事実（A 事件）により現行犯人として逮捕した。X の引致を受けた検察官 Q が、X に弁解の機会を与えたところ、X は近傍で発生していた他の自動二輪車への放火事件 1 件（B 事件）への関与も認め、その後一定程度の裏付け証拠も得られた。他方で、X には定まった住居も安定的な身元引受人もないことから、さらに捜査を継続して公訴提起の要否を判断するため、①Q は、A 事件に加え、B 事件をも理由として、X について勾留請求した。

X はその後、A、B の 2 事件のほか、さらに 1 件の自動二輪車への放火事件（C 事件）について起訴されたが、C 事件への関与を否認していた。3 事件を併合審理する公判廷において、担当検察官 R は、X の C 事件への関与を立証するため、「X が所持していたメモ紙の存在および内容」を立証趣旨として、証拠調べを請求した。このメモ紙は、新聞折り込み広告チラシの裏面の白地に、C 事件で全焼した自動二輪車とみられる二輪車の写真が貼付されているほか、その保管場所、および同二輪車の使用状況（頻度や時間帯）とみられる記載があり、また、同チラシ自体は、C 事件の発生以前に作成・配布されていた。これに対し、X の弁護人 D は「書証としての取調べには不同意」との意見を述べた。

〔問題〕

（1）傍線部①の勾留請求は認められるか。なお、A 事件による X の逮捕は適法になされたものとする。

（2）R が証拠調べを請求したメモ紙に証拠能力は認められるか。なお、メモ紙は、捜査機関により適法に押収されたものとする。

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 刑法・刑事訴訟法 〕

第1問（刑法）

重要判例と関連知識の幅を試す趣旨で、総論から因果関係・各論から親族間犯罪の特例を出題した。小問（1）は、最決平成2・11・20刑集44巻8号837頁（大阪南港事件）に準じる事例を示して、（寄与度を問う）危険の現実化説と（通常性を問う）相当因果関係説の対比を論じてほしい。小問（2）では、刑法244条が「法は家庭に入らず」の思想から被害者（占有者と所有者）との関係を扱う（最決平成6・7・19刑集48巻5号190頁）のに対して、刑法257条は期待可能性の減少につながる本犯（領得罪）との関係を扱う点を示してほしい。

第2問（刑法）

他人を欺いてキャッシュカードを受け取り、その暗証番号を聞き出そうとし、また、預金通帳等の窃盗犯人が、つかまえようとして追いかけてきた者に向けて発砲し、それ以外の者をも負傷させたなどの事例について、詐欺罪、強盗殺人未遂罪等の成否が問われる。共同正犯や事実の錯誤等、総論についての基本的な理解と、各犯罪の要件の理解を前提として、事実在即した論理的な記述をすることが求められる。

第3問（刑事訴訟法）

（1）は、被疑者の身体拘束に妥当する「逮捕前置主義」の適用のあり方を問うものである。勾留請求において、その理由となる被疑事実として、逮捕の理由となった被疑事実に加えて、逮捕中の捜査を経て判明した被疑事実を掲げることの可否について、逮捕前置主義の趣旨その他の考慮に照らして判断することが求められる。

（2）は、審判の対象である犯罪事実の内容と関連する記載内容のあるメモ紙の証拠能力の有無を問うものである。審判の過程で、メモ紙の内容に基づきその内容の通りの事実の存在を立証することになるのか、あるいは特定の記載内容のあるメモ紙が存在すること自体を立証することになるのかを明らかにしたうえで、判断を示すことが求められる。

平成29年11月4日実施

## 平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻 入学試験 試験問題

法律科目〔小論文〕

### 問題

社会保障制度改革の議論の中で、すべての個人に対して無条件の所得保障をする無条件給付型の「ベーシック・インカム」という制度が提案されている。

以下の資料【1】～【6】は無条件給付型のベーシック・インカムについて論議するうえで参考になるものである。これらの資料を読み、これらの資料のすべてに基づいて、無条件給付型のベーシック・インカムが有する特徴を挙げたうえで、その特徴ごとに無条件給付型のベーシック・インカムの導入に肯定的な論拠と否定的な論拠を整理し、1400字以内でまとめなさい。その際、どの資料によったかを資料の番号を示して明らかにしなさい。資料の番号は【 】を含めて1マスで示せばよい。

資料に付記してあった見出しや表、参考資料などは一部省略し、必要と思われる箇所には注の付記、表記の変更を行った。資料【1】～【6】にある下線部は、注を付記した箇所を表す。

### 解答にあたっての注意

- ・解答にあたっては、ベーシック・インカムをBIと略し、1マスで記してよい。

### 出典

- 【1】 萱野稔人編著『ベーシックインカムは究極の社会保障か』（堀之内出版、2012年）
- 【2】 宮本太郎『生活保障』（岩波書店、2009年）
- 【3】 橘木俊詔『エコノミスト』88巻53号（2010年）
- 【4】 阿部彩『子どもの貧困Ⅱ』（岩波書店、2014年）
- 【5】 山森亮『ベーシック・インカム入門』（光文社、2009年）
- 【6】 原田泰『ベーシック・インカム』（中央公論新社、2015年）

平成29年11月4日実施

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

法律科目〔 小論文 〕

小論文試験は、法曹を目指そうとする者が備えておくべき能力のうち、他者の主張を理解し、分析する力、要約する力、論理的に思考し、表現する力という初歩的な能力を備えているかどうかをみることを主な目的としている。

本問題は、無条件給付型のベーシック・インカムに関して議論するうえで参考となる資料を読み、その内容を問題文の指示に従って的確に整理することを求めたものである。資料の論旨を精確に理解した上で、無条件給付型のベーシック・インカムの特徴及び積極・消極の論拠を、問題文の指示に従って適切に整理しつつ論理的に表現できたか否かが評価のポイントとなる。

平成29年9月10日実施

平成30年度 神戸大学 大学院 法学研究科 実務法律専攻  
入学試験 試験問題「出題の意図」

未修者特別入試〔 面接 〕

本試験においては、法学の専門知識を要しない1000字程度の文章を読解し、面接冒頭にその要約を求め、その後、その内容理解を確認する試問、文章について批判的考察を求める試問を行うことで、長文読解能力、文章を要約する能力、批判的考察能力を評価することを意図している。